

◎新潟県告示第397号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により、新潟県農業振興地域整備基本方針（昭和45年3月新潟県告示376号）を平成28年3月22日に変更したので、同条第3項において準用する法第4条第7項の規定により概要を公表する。

なお、同基本方針は、新潟県農林水産部地域農政推進課及び地域振興局において縦覧に供する。

平成28年3月30日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

新潟県農業振興地域整備基本方針の概要

目次

- 第1 確保すべき農用地等の面積の目標その他の農用地等の確保に関する事項
 - 1 確保すべき農用地等の面積の目標その他の農用地等の確保に関する基本的な考え方
 - 2 農用地等の確保のための施策の推進
 - 3 農業上の土地利用の基本的方向
- 第2 農業振興地域として指定することを相当とする地域の位置及び規模に関する事項
- 第3 農業生産の基盤の整備及び開発に関する事項
 - 1 農業生産基盤の整備及び開発の方向
 - 2 農業地帯別の構想
 - 3 広域整備の構想
- 第4 農用地等の保全に関する事項
 - 1 農用地等の保全の方向
 - 2 農用地等の保全のための事業
 - 3 農用地等の保全のための活動
- 第5 農業経営の規模の拡大及び農用地等又は農用地等とすることが適当な土地の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進に関する事項
 - 1 農業経営の規模の拡大及び農用地等又は農用地等とすることが適当な土地の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進に関する方向
 - 2 農業地帯別の構想
- 第6 農業の近代化のための施設の整備に関する事項
 - 1 農業地帯別及び重点作物別の構想
 - 2 広域整備の構想
- 第7 農業を担うべき者の確保及び育成のための施設の整備に関する事項
 - 1 農業を担うべき者の確保及び育成のための施設の整備の方向
 - 2 農業を担うべき者の確保及び育成のための施設の整備
 - 3 農業を担うべき者の確保及び育成のための活動
- 第8 農業従事者の安定的な就業の促進に関する事項
 - 1 農業従事者の安定的な就業の促進の目標
 - 2 農村地域における就業機会の確保のための構想
- 第9 農業構造の改善を図ることを目的とする主として農業従事者の良好な生活環境を確保するための施設の整備に関する事項
 - 1 生活環境施設の整備の必要性
 - 2 生活環境施設の整備の構想